

# 建設業の墜落災害が増加！

令和5年の大阪府内の建設業における死亡災害は、5月31日現在の速報値で7件と全産業の5割近くを占め、昨年同時期より3件の増加となっています。

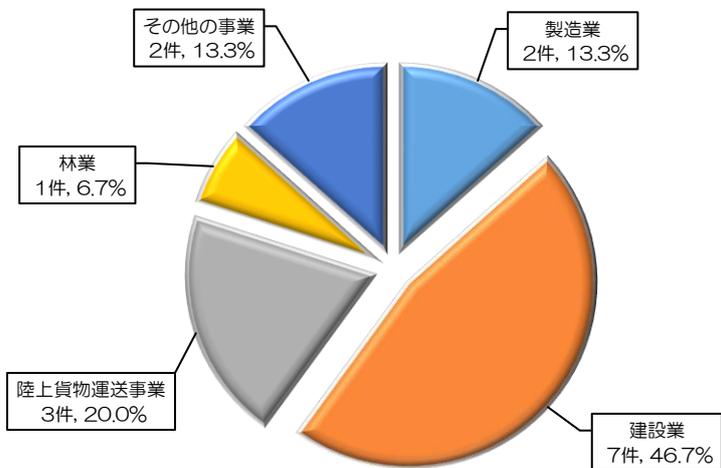
建設業の死亡災害における墜落・転落災害の割合は、令和2年は、3割程度であったものが、近年増加傾向にあり、5月末現在すでに7割を超える状況となっています。

さらに、墜落・転落災害の災害発生状況を見ますと大半が墜落制止用器具を使用していれば防げる災害ばかりです。

建設業は、製造業や第三次産業とは異なり、今日と明日、午前と午後、休息の前後などで作業場所の環境が刻々と変化することです。そのため、作業中で墜落の恐れの有無や作業時間の多少に係わらず、必ず墜落制止用器具を使用することが重要です。

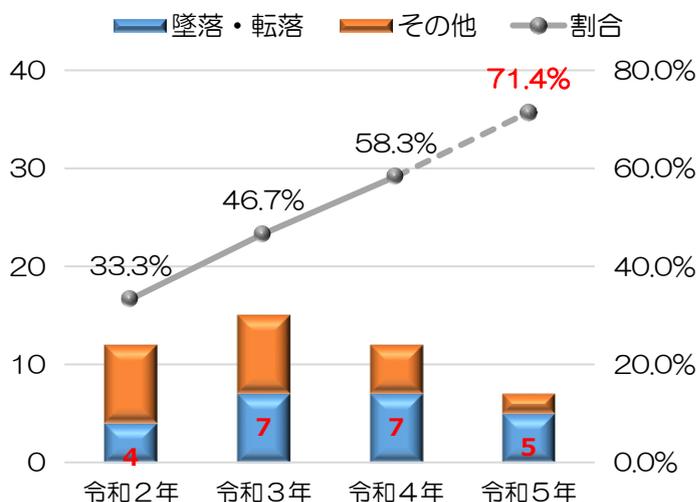
また、令和5年度を初年度として、5年間にわたり大阪労働局が重点的に推進する事項を「大阪労働局第14次労働災害防止推進計画」として新たに決めました、墜落・転落災害をはじめとした建設業特有の災害をなくすため、今一度、労使が一体となって災害防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和5年 業種別死亡災害発生状況



死亡災害報告により作成したもの  
令和5年5月31日現在の速報値。

建設業の死亡災害における墜落・転落災害に占める割合



死亡災害報告により作成したもの  
令和2年3年4年は確定値。令和5年は、5月31日現在の速報値。

大阪労働局では、  
**大阪発・新4S運動**  
を展開しています。



「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

計画の期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

安全見える化活動

安全 Study 活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動

# 令和5年 建設業における死亡災害事

令和5年5月末現在

番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験年数	事故の型	起因物	発生状況
1	2月	その他の建設業	男	30代	その他の作業員	7年	墜落、転落	作業床、歩み板	倉庫におけるテント部分の張替え工事現場で、屋根上に歩み板（幅9cmから23.5cm）を設け、屋根上で換気扇の固定金具を取り外した後、ビニールシートを広げる作業を行う位置まで歩み板をずらしながら移動していたところ、バランスを崩し歩み板から足を踏み外しビニールシートを破って約7m下の倉庫内コンクリートに墜落した。
2	2月	橋梁建設工事	男	30代	橋梁工	7年	はさまれ、巻き込まれ	金属材料	橋桁防護工梁部の取替工事で、サイドブロック（梁を挟みこんで固定する部材）のボルト撤去後の作業中、防護工の梁部（重2.7t）が傾き転倒し、梁部と足場の間に挟まれた。
3	2月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	男	30代	鉄骨工	20年	崩壊、倒壊	移動式クレーン	夜間鉄骨作業において、トレーラーから鉄骨梁（2.5t）を仮置き場に吊り下ろす際に、玉掛け用具を外した後、移動式クレーンが巻き上げ作業を開始したところ、玉掛け用具が鉄骨梁フランジに引っ掛かり、鉄骨梁が転倒し挟まれた。
4	3月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	男	70代	解体工	15年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	戸建て住宅解体工事中、屋根瓦等を解体し、梁のみとなった2階屋根部分から約6.1m下の地面に墜落した。
5	3月	その他の建築工事	女	20代	とび工	6ヶ月	墜落、転落	開口部	くさび緊結式足場の第6層目の壁つなぎの取り外し作業に従事中、共同作業員が取り外した壁つなぎ部材を受け取った後、仮置きしよと後ろを振り返った際、荷下ろし用の開口部から墜落した。
6	5月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	男	30代	電工	2年	墜落、転落	開口部	物流倉庫新築工事現場内において、2日前に行った、垂直搬送機の昇降路壁面を貫通する電気配線設置作業について、施工後の状況確認を行うため、4階の昇降路内ステージ部へ立ち入ったところ、誤って昇降路開口部から1階まで約2.0m墜落した。
7	5月	その他の建築工事	男	30代	とび工	9年	墜落、転落	建築物、構築物	R/C造6階建築物の解体工事中において、前日解体した足場部材を解体用つかみ機で屋上から地面に下ろすための玉掛け作業に従事している際、玉掛け用具であるベルトスリングが残留している足場の壁つなぎに引っかかったまま巻き上げが行われ、ベルトスリングが外れた反動で吊り荷が激突し、屋上部から2階スラブまで約2.4m墜落した。

## 《参考》

厚生労働省等が発信する安全衛生に関する情報をわかりやすく取りまとめた「職場のあんぜんサイト」にも、主要なコンテンツとして「労働災害事例」のほか、「労働災害統計」「各種教材・ツール」「化学物質」の4つが主要なコンテンツとして掲載されていますので活用してください。

職場のあんぜんサイト

検索



# 大阪労働局 第14次労働災害防止推進計画（抜粋）

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境すなわち、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」の実現に向け、関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、事業者が取り組んでもらうための目標（アウトプット指標）、アウトプットから期待できる災害統計結果（アウトカム指標）を定め、計画期間内に達成することを目指します。

## 計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていきます。
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処します。



## 計画の期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

## 計画の目標

### ◎ アウトプット指標（事業者が取り組んでもらうための目標）

- (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
  - ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに**50%以上**とする。
- (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
  - ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに**50%以上**とする。
- (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
  - ・ 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに**50%以上**とする。
- (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進
  - ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業所の割合を2027年までに**85%以上**とする。
- (オ) 労働者の健康確保対策の推進
  - ・ 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに**70%以上**とする。
  - ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに**80%以上**とする。
  - ・ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。
- (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
  - ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

### ◎ アウトカム指標（アウトプットから期待できる災害統計結果）

- (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
  - ・ 増加傾向にある転倒の年齢層別死傷者数を2027年に2022年の死傷者数以下にさせる。
  - ・ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに**40日以下**とする。
- (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
  - ・ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を2027年に2022年の死傷者数以下にさせる。
- (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
  - ・ 外国人労働者の死傷者数を2027年に2022年の死傷者数以下にさせる。
- (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進
  - ・ 建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して**15%以上減少**させる。
- (オ) 労働者の健康確保対策の推進
  - ・ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
  - ・ 自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに**50%未満**とする。
- (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
  - ・ 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※当該計画期間中の総数を前計画期間中の総数で除したもの

## 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、引き続き「命綱GO活動」を推進するほか、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・ 労働者の熱中症を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施、日常の健康管理を意識し暑熱順化を行ったうえで作業を行い、発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施。

大阪労働局 第14次労働災害防止推進計画の全文は、「大阪 14次防」で検索してください。

大阪 14次防

検索





# 大阪発・新 4S 運動 (抜粋)

「Safety」 安全 「Satisfy」 満足 「Shine」 輝く 「Smile」 笑顔

- ◎ 「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」をスローガンに掲げた大阪発・新 4 S 運動は、安全で健康に働くため、労働者の理解を得て労使が一体となり安全の基本である 4 S(5S)整理・整頓・清掃・清潔・(躰)を基盤にヒヤリハット事例収集から KY 活動、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムへとステップアップさせ、自主的な安全衛生活動を活性化していく安全文化運動です。
- ◎ この運動は、令和 5 年度を初年度とする「大阪労働局第 14 次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、4 つの活動「安全見える化活動」「安全 Study 活動」「リスク評価推進活動」「命綱 GO 活動」を展開するとともに、多様な働き方や外国人労働者など、互いに多様性を理解し合い、全ての労働者の安全と健康が確保され、人々が就労する安全衛生環境に満足し、輝く笑顔で働くことができる職場の実現に向けて取り組むものです。

- 《 スローガン 》 「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」  
Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.
- 《 期 間 》 令和 5 年度から 5 年間
- 《 主 唱 》 大阪労働局・管内各労働基準監督署



新 4 S 運動

検索

～ 4 つの活動に取り組もう！ ～

安全見える化活動

リスク評価推進活動

安全 Study 活動

命綱 GO 活動

大阪発・新 4 S 運動の全文は、「新 4 S 運動」で検索してください。



いのちつなごう かつどう

## 命綱 GO 活動 (抜粋)



墜落制止用器具はフルハーネス型が原則です！

いのちつなごう かつどう

命綱 GO 活動とは、墜落制止用器具＝安全带（別名「命綱（いのちづな）」とも呼ばれている。）を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われています。

墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、墜落制止用器具使用の徹底を図る活動です。



### 1 適正な墜落制止用器具の確実な使用

「必ず墜落制止用器具を着用する」「必ず墜落制止用器具を使用する」ことを定めたルールを作りましょう

#### 1 元方事業者

- (1) 適宜作業場所を巡視し、作業者の墜落制止用器具の使用状況を監視しましょう。
- (2) 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等に対し、配下の作業員の墜落制止用器具の使用状況を監視するよう指示しましょう。

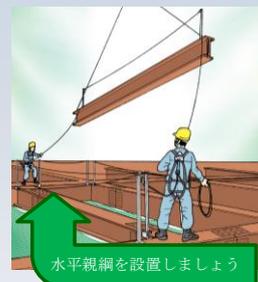
#### 2 安全衛生責任者、足場の組立て等作業主任者、職長等

- (1) 配下の労働者について、墜落制止用器具の使用状況を監視し、未使用である場合については、直ちに作業を中止させ、使用するまで作業はさせないルール作りを行いましょう。
- (2) 現場内の墜落危険箇所を周知し、確実に墜落制止用器具を使用させましょう。



### 2 墜落制止用器具試行訓練の実施と墜落制止用器具の点検

1. 毎日着用時に使用する墜落制止用器具の点検を兼ねて、単管等にてフックの着脱訓練をしましょう。
2. 墜落制止用器具のランヤードの損傷、摩耗、フック・D環の変形、損傷等があるものは使用してはいけません。
3. 一度でも大きな衝撃を受けた墜落制止用器具は、外観に変化がなくても再使用しないで下さい。



### 3 墜落制止用器具取付設備の設置

1. 墜落制止用器具を使用する場合には、適切な墜落制止用器具取付設備を設置しましょう。
2. 足場の最上層などで組立て作業を行う際には、あらかじめ、墜落制止用器具取付設備を設置して下さい。

### 4 二丁掛けフルハーネス型墜落制止用器具の使用

【二丁掛け墜落制止用器具】を基本に足場や鉄骨の組立て等の作業時は墜落時の衝撃を緩和するフルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう。

安全帯のガイドライン

第4の2の(2)のI 及び第4の3の(2)のI 参照



命綱 GO 活動

検索

命綱 GO 活動の全文は、「命綱 GO 活動」で検索してください。

